いつもご愛読頂きありがとうございます。 I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 正会員/ニュース会員限定版 2019 年 11 月 14 日号をお送りします。

▼ 法令情報

>>>ソフトウェアのライセンス料・メンテナンス費用等に関する外国契約者税
>>>現地引渡取引製品の製造のために輸入された材料にかかる輸入関税の取り扱いについて
>>>食事手当に関する個人所得税の取り扱いについて

■-法令情報-----

【税務】ソフトウェアのライセンス料・メンテナンス費用等に関する外国契約者税

=======♦♦♦♦♦

ベトナムで海外の業者よりソフトウェアを購入し、ライセンス料、導入費用、メンテナンス費用等を支払う場合、購入者は外国業者に代わって外国契約者税の申告納税を行う必要がある。外国契約者税は付加価値税(以下「VAT」という)部分と法人所得税(以下「CIT」という)部分により構成されている。カテゴリーの分類と税率は以下のとおり。

- ■ソフトウェアのライセンス料:VAT 免税、CIT 10%
- ■メンテナンス等のソフトウェア・サービス(※)関連費用:VAT 免税、CIT 5%
- ■その他(ソフトウェア・サービスに該当しない場合): VAT 5%、CIT 5% なお、ソフトウェア・サービスには下記が含まれている。
- a.ソフトウェアおよび情報システムの運用管理、保証・メンテナンス
- b.ソフトウェアの品質コンサルティング、審査、評価サービス
- c.ソフトウェアに関するプロジェクト・コンサルティングおよび策定
- d.ソフトウェアの評価に関するコンサルティング(?)
- e.ソフトウェア技術移転

f.システム統合

g.ソフトウェアおよび情報システムの安全性・セキュリティーの保証

h.ソフトウェア製品の提供・販売

i.その他ソフトウェア・サービス

※ 本稿「ソフトウェア・サービス」とは、政令 Decree No. 71/2007/ND-CP 第 9 条第 3 項に明記されたもののみを指す。

参照

ハノイ税務局発行 2019 年 8 月 26 日付オフィシャルレターOfficial Letter 66973/CT-TTHT 号

【税務】現地引渡取引製品の製造のために輸入された材料にかかる輸入関税の取り扱いについ て



輸出される製品の製造・加工のために材料を輸入し、当該製品を製造した後、注文先 (海外の企業)が指定したベトナム国内の第三者に納品する場合(つまり、現地引渡取引の場合)、

現地引渡取引製品の製造のために輸入された材料にかかる輸入関税は免税である。

参照

税関総局発行 2019 年 6 月 25 日付オフィシャルレターOfficial Letter 4138/TCHQ-TNXK 号

【税務】食事手当に関する個人所得税の取り扱いについて

=======♦♦♦♦♦

個人所得税規定によると、企業は、食堂または定食や弁当を購入し配布する形で労働者の 昼食およびシフト中の食事を支給している場合、当該食事手当は労働者の課税所得にならず、 また上限額がない。

ただし、既に定食や弁当を支給しているが、さらに別途現金による食事手当を支給している場合は、

当該現金による食事手当は労働者の課税所得となる。

なお、現金による食事手当のみ支給している場合、月 73 万 VND までであれば当該食事手当は 個人所得税の課税所得対象外である。

参照 参照	
ハノイ税務局発行 2019 年 10 月 23 日付オフィシャルレターOfficial Letter 80201/CT-TTHT 号	
Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.	